

補助の対象はこちら

同居・近居 住宅取得補助

親世帯と子世帯が市内で同居または近居するために住宅を取得する場合 **(最大 50万円)**



同居リフォーム 補助

親世帯と子世帯が市内で同居のために市内業者による150万円以上のリフォームを行う方 **(最大 40万円)**



多子世帯 住宅取得補助

18歳未満の子どもが2人以上いる世帯で市内に住宅を取得する方 **(最大 40万円)**



詳細は **江別市 住宅取得 支援**

検索

住宅ローン金利が0.25%低く
上記の補助金を利用する子育て世帯が一定の要件を満たす場合、住宅ローン「フラット35」の金利が当初5年間で0.25%引き下げられます。この「フラット35」子育て支援型は、今年度、新設されたもので、道内での協定締結は江別市が初めてです。詳細は、独立行政法人住宅金融支援機構または建築指導課までお問い合わせください。

【詳細】
建築指導課 ☎ 381-1042

マイナンバーカード 活用方法

- 本人確認書類になります
- コンビニエンスストアで各種証明書を取得できます
- 各種行政手続きのオンライン申請などができます (e-tax など)

【詳細】戸籍住民課 ☎ 381-1020

(http://hounmukyoku.moj.go.jp/homu/static/index.html)
【詳細】札幌法務局 ☎ 709-2311、ホームページ

この証明書は各種相続手続き(亡くなった方の保険の名義変更などに)利用でき、各手続き先へ戸籍謄本などを何度も提出する必要がなくなります。
※平成29年5月29日(月)から、全国の法務局でこの制度が始まりました。

相続人が法務局に必要な書類(戸籍謄本や申請書など)を提出すると、法定相続人に関する証明書が無料で発行されます。

法務局でスタート 法定相続情報 証明制度



申込は **7月31日(月)まで**

最大 50万円

締め切り迫る!! 住宅取得支援事業補助金

多世代家族や2人以上のお子さんがいる子育て(多子)世帯の住宅取得などへの補助金交付の申請は7月31日(月)が締め切りです。
住宅の工事や売買に係る契約前でも申請ができますので、平成30年3月30日までに工事、引っ越しなど全ての要件が満たせる見込みの方は、ぜひ補助制度をご活用ください(中古住宅、マンションも)

対象となります。
なお、交付申請ができるのは、住宅の工事または売買に係る契約日が平成29年3月1日以降の場合に限ります。
また、補助金交付には他にも要件がありますので、詳細・申込方法については市ホームページまたは建築指導課までお問い合わせください。
【申込・詳細】 建築指導課 ☎ 381-1042

道内初!! 子育て世帯の住宅取得に優遇金利

市と独立行政法人住宅金融支援機構は、若年子育て世帯、親世帯と同居・近居する子育て世帯の住宅取得を支援する協定を締結しました。

さらに **フラット35** を合わせてご利用で

上記補助金が30万円以上の子育て世帯は **約38万円お得**

試算例/借入額3,000万円(融資率9割以下)、借入期間35年、元利均等返済、ボーナス返済なし、借入金利年1.09%で平成29年9月30日以前に申込受付の場合

就学前のお子さんの 通院医療費の負担を 8月1日から軽減します

3歳～就学前のお子さんの通院医療費が
1割負担から初診時一部負担金のみになります

▼乳幼児等医療費助成の自己負担額

区分	変更前 (H29.7 まで)		変更後 (H29.8 から)	
	入院	通院	入院	通院
3歳未満児	初診時 一部負担金	初診時 一部負担金	初診時 一部負担金	初診時 一部負担金
3歳～ 小学校 就学前 まで	非課税世帯	初診時 一部負担金	初診時 一部負担金	初診時 一部負担金
	課税世帯	初診時 一部負担金	総医療費の 1割負担 (月額上限 1万2,000円)	初診時 一部負担金 (内科580円、 歯科510円)
小学生	非課税世帯	初診時 一部負担金	<助成対象外>	初診時 一部負担金
	課税世帯	初診時 一部負担金	<助成対象外>	<助成対象外>

助成を拡大

☎ 381-1403

〔詳細〕医療助成課医療助成係

子育て世帯の医療費負担を軽減するため、平成29年8月1日診療分から、3歳～小学校就学前の課税世帯のお子さんの通院医療費について、総医療費の1割自己負担から初診時一部負担金（内科580円、歯科510円）のみに助成を拡大します。

※ 平成29年8月1日診療分から助成を拡大して実施する部分
 ※ 訪問看護を利用した場合は、総医療費の1割負担（月額上限あり）
 ※ 重度心身障がい者・ひとり親家庭等助成制度の対象となっている方も助成を拡大します

医療費助成制度の 月額上限額の改正

平成29年8月から医療保険制度の高額療養費の見直しにより、重度心身障がい者・ひとり親家庭等・乳幼児等の各医療費助成の月額上限額が変わります。

医療費1割自己負担の受給者証をお持ちの方は、1か月の一部負担金の限度額が、外来は1万2,000円から1万4,000円（月額上限14万4,000円まで）、入院は4万4,400円から5万7,600円（多数該当の場合は4万4,400円）に、また課税世帯の訪問看護利用料は、1万2,000円から1万4,000円に変わります。

〔詳細〕医療助成課医療助成係
 ☎ 381-1403

7月下旬に新しい
受給者証を郵送

重度心身障がい者・ひとり親家庭等・乳幼児等の各医療費受給者証は、7月31日を期限に更新となります。引き続き対象となる方には、7月下旬に新しい受給者証を郵送します。

※7月31日までは所得制限のため受給資格のなかった方でも、平成28年中の所得や控除額の状況により8月1日から助成対象となる場合があります。ですので、該当すると思われる方は、お問い合わせください。

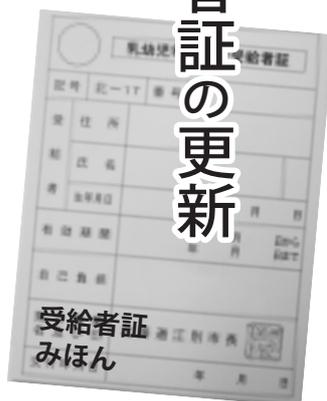
※ひとり親家庭等医療費助成制度は、お子さんが18歳以上で学生または無職などで親が扶養している場合は、引き続き助成の対象となります（20

☎ 381-1403

〔詳細〕医療助成課医療助成係

※入院などで医療費が高額になるときは、事前に「限度額適用認定証」や「限度額適用標準負担額減額認定証」の交付申請を行い、医療機関の窓口などに健康保険証・医療費受給者証と併せて提示しましょう。申請手続きなどの詳細は、加入している健康保険組合などにご確認ください。

歳の誕生日が限度。該当の可能性がある方に、案内を郵送していますが、まだ申請されていない方は、速やかに手続きをしてください。



医療費受給者証の更新